

第七十四号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都下水道条例第十四条第二項の規定は、平成三十一年十一月一日（以下「基準日」という。）後の汚水の排出に係る同年十二月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、料金の算定に係る規定を改める必要がある。